

東京都感染症診療協力医療機関における外国人患者受入れ状況に関する調査の実施について

1 感染症診療協力医療機関の役割等

- 新型インフルエンザ相談センターからの受診案内に基づき、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者を受入れ、確定診断に至るまでの経過観察を行う医療機関
- 都内82医療機関を指定（平成29年12月1日現在）
- 都内を10の区域に区分した「感染症地域医療体制ブロック協議会」に参加

2 外国人に対する受診方法の周知

- 平成25年度に多言語リーフレット「新型インフルエンザの発生に備えて」を作成。新型インフルエンザ等発生早期の医療機関の受診方法や感染予防策等について6か国語で案内（日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語）



3 外国人への受診案内に関する課題・主な対応策（案）

- 近年、東京を訪れる外国人旅行者が増加していること踏まえ、新型インフルエンザ等発生時に外国人が適切に医療機関を受診できる体制を整備する必要がある。
参考：平成28年に東京都を訪れた外国人旅行者数は約1,310万人（対前年比10.2%増）※出展「平成28年訪都旅行者数等実態調査」

- ◆ 新型インフルエンザ等の発生早期においては、感染拡大防止の観点から特別な医療体制がとられることについて、十分な周知を行う。
- ◆ 海外発生早期から都内発生早期までに各保健所に設置される「新型インフルエンザ相談センター」において、外国人患者の受け入れが可能な医療機関を適切に受診案内できるよう、感染症診療協力医療機関の外国人受入れ状況をあらかじめ把握し、各相談センターにおいて情報共有する。

4 今後のスケジュール等

- 平成30年度 感染症診療協力医療機関（82医療機関）に対し、外国人受入れ状況の調査を実施

調査項目案：外国人患者受入れ実績、外国語対応の有無、対応言語、多言語対応方法、外国人患者受入れに当たった課題等

- ⇒ 調査結果を各感染症地域医療体制ブロック内の関係機関（保健所等）で共有。新型インフルエンザ等発生時の受診案内に活用

